

6 住民安第 232 号
6 福祉高在第 257 号
令和 6 年 5 月 22 日

サービス付き高齢者向け住宅
事業者 各位

東京都住宅政策本部
民間住宅部長 鈴木 誠司
(公印省略)
東京都福祉局
高齢者施策推進部長 花本 由紀
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅における事故等の報告について

日頃から、東京都の高齢者住宅施策に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

サービス付き高齢者向け住宅の事故等報告につきましては、従来、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」（平成 24 年 5 月 25 日付事務連絡（国土交通省・厚生労働省））に基づき、東京都からの通知^(※)により、各住宅事業者に対し、事故等発生時の東京都への速やかな報告をお願いしているところです。

これまでは、事故の発生時点にて電話等により報告していただき、必要がある場合に文書による報告をお願いしていたところですが、このたび、事故の発生時点においては、事故報告用の専用フォームへの入力により報告していただくことといたしました。

各住宅事業者におきましては、事故等発生時には下記のとおり、東京都へ速やかに報告を行うため、住宅内管理体制の整備を図り、適切に事故等報告を行っていただくよう、お願い申し上げます。

^(※) 東京都からの通知

「サービス付き高齢者向け住宅における事故等の報告について」（平成 24 年 8 月 28 日付 24 都市住民第 343 号・24 福保高在第 337 号及び平成 27 年 9 月 25 日付 27 都市住民第 867 号・27 福保高在第 542 号）

記

1 東京都に報告が必要な事例

サービス付き高齢者向け住宅内において発生した次の事故等（外部のサービス事業者による事故等を含む。）

- (1) 入居者の死亡事故等、重大な事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- (2) 入居者に対する虐待
- (3) サービス付き高齢者向け住宅設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- (4) サービス付き高齢者向け住宅における火災事故
- (5) 地震等の自然災害によるサービス付き高齢者向け住宅の滅失・損傷
- (6) サービス付き高齢者向け住宅において感染症や食中毒が発生した場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による（それらによると疑われる場合を含む。）死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による（それらによると疑われる場合を含む。）者が 10 名以上又は全入居者の半数以上発生した場合
 - ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に住宅の責任者が報告を必要と認

めた場合

(7) その他住宅運営に係る重大な事故等が発生した場合

2 報告について

事故等発生の第一報は、別紙「報告案内」記載の URL から、事故内容について速やかに御連絡ください。

報告を行う必要がある事故は上記 1 のとおりとなります。フォームの選択肢に従い報告してください。

なお、事故の内容によっては、フォームでの報告のほかに別途追加で詳細報告の提出を求められる場合があります。その際は、個別に御連絡いたします。

3 その他留意事項

万が一事故が発生した際は、入居者及び入居者の家族に対する迅速且つ適切な対応を行うとともに、事故の状況及び事故に際して取った措置についての記録及び保管、事故原因の調査、再発防止策の策定とその確実な実施をお願いします。

現在実施している住宅への立入検査において、事故等報告の実施状況を点検し、実施が不十分と認められる住宅には改善等の指示を行っていきます。

※ 住宅事業者は、上記 1 (2) 及び (3) に該当する場合は区市町村の高齢福祉部局に、上記 1 (6) に該当する場合は保健所にも報告することとなっていますので、御留意ください。

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けている住宅等による介護保険サービス提供時の事故等につきましては、保険者等の区市町村に対しても、遅滞なく報告するようお願い申し上げます。

問い合わせ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 高齢者住宅推進担当

電話 03-5320-4967

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273